

## 【生活環境部】

- 1 今回の新型コロナウイルス感染症対策では、迅速なウイルス検査の実施のために各公衆衛生機関が大きな役割を果たした。今回の教訓から衛生環境研究センターなどの正規職員の増員や検査機器の充実などの体制充実を図ること。

(回答)

衛生環境研究センターにおけるPCR検査体制を強化するため、PCR検査機器の充実を図るとともに、センター内の他業務を担当する職員の応援体制を整備し、検査件数が増大した場合にも安定的・継続的に対応できる検査体制を整備している。

また、センターが機能不全となるなどの緊急時に備え、他部局からの応援職員の派遣体制を構築するなど、緊急時においても検査を維持できる体制を整備する。

(災害対策)

- 1 被災者生活再建支援制度の上限を500万円に引き上げるように国に働きかけること。半壊についても一部拡大ではなくすべての半壊を対象にするよう国に働きかけること。また国の支援の拡充を踏まえて、県の制度を次のように拡充すること。
  - ① 全壊・半壊・床上浸水は支援金額を引き上げること。
  - ② 一部損壊に対しても支援の対象にすること。

(回答)

被災者生活再建支援制度については、全国知事会や九州地方知事会を通じた要請により、令和2年の法改正で支援金の支給対象が中規模半壊世帯まで拡大されたが、適用条件の緩和や国負担の強化など更なる充実を要請しているところである。

また、本県では、災害の規模に関わらず国の制度が対象としていない半壊や床上浸水の被害を受けた世帯に対し、独自の制度を設けて支援している。この制度は、同様に独自の制度を有する他都道府県と比べても、その水準はトップレベルとなっている。

なお、令和2年の法改正に合わせて本県の制度も拡充し、両制度間の不均衡をなくすとともに、令和2年7月豪雨に遡及適用している。

今後も、国や他都道府県の動向を注視しながら、適切な支援内容の拡充を慎重に判断していきたい。

- 2 市町村の被災規模に関わらず、被災者が国の支援制度における最大限の支援が受けられるように、国に求めること。(中津市の場合は、被災者生活再建支援法は適用されないのので、県の支援拡大を求める。また、激甚災害と一般災害の補助率の格差是正をすること。)

(回答)

本県では、居住する市町村によって支援の差が生じないように、被災者生活再建支援制度の適用基準の見直し等について、全国知事会や九州地方知事会を通じて要請しているところである。

また、国の制度が適用されなかった市町村の被災者に対しては、県独自の制度を設けて支援しており、国の制度が対象としていない半壊や床上浸水の被害を受けた世帯も対象にするなど、同様に独自の制度を有する他都道府県と比べても、その水準はトップレベルとなっている。

なお、補助率に関しては、国が事業ごとに判断するものと考えている。

- 3 住民票を置いて定住はしていないが、農作業のために帰ったり、盆暮れには帰るなど、電気水道等が利用できる状態である住宅及び固定資産税も納付されている住宅についても、復旧支援を県主導で実現すること。

(回答)

国や県の制度は、自然災害で生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給することにより、被災者の早期の生活再建等を図ることを目的としている。このため、被災時に現に居住していた世帯のみを支援の対象にしている。

今後も、国や他都道府県の動向を注視しながら、被災者支援に取り組んでいきたい。

- ※ 甚大な災害被害が生じた農家や事業者への支援策を拡充すること。特に、施設や設備などの復旧に対する支援を手厚くすること。(生活環境部→農林水産部(農業の振興について) 9 にて回答)

(原発問題)

- 1 伊方原発の事故報告が今年に入って20件もなされ、直近でも「窒素ガスのろうえい」が報告されている。このようにトラブルも起き老朽化している伊方原発は廃炉にするよう国に求めること。また、今後予想される南海トラフ巨大地震と伊方原発など複合大災害における避難誘導など、細かな対策を講ずること。(下線部については、商工観光労働部「(原発・エネルギー対策) 1」にて回答)

(回答)

県では、原子力災害発生時に県や市町村、住民等が取るべき対策や手順等を、大分県原子力災害対策実施要領で定めている。

また、当該要領の実効性を高めるため、毎年度原子力防災訓練を行っており、今年度も去る10月12日(木)及び10月21日(土)に実施したところである。

今後とも、原子力災害対策に万全を期したい。

(環境問題)

- 1 日本製鉄の粉塵・ばいじん及び悪臭を厳しく規制し、発生防止の対策を講じるとともに、背後地住民の実態調査を大分市とともに行うこと。また、降下ばいじんの規制法の制定を国に要望すること。また、環境省にも来県してもらい、背後地住民との意見交換会を開催

するよう求めること。また、降下ばいじんの細目協定の管理目標値について、さらなる低減をめざして改定すること。

さらに、日本製鉄との細目協定が昨年 12 月改定され、2025 年 10 月頃から 1 か月あたり 6t から 5.5t に規制が強化されるが期日を待たずに排出量の低減を実施すること。

(回答)

日本製鉄(株)の粉じん・ばいじん及び悪臭の発生防止対策については、「公害防止に関する細目協定」に基づき、大分市と連携して対応している。背後地住民の実態調査については、平成 16 年度から環境省の委託を受け、大分市が環境保健サーベイランス調査を継続的に実施しており、その調査結果を注視していく。意見交換会については、大気汚染防止法をはじめ環境法令を所管する大分市において、判断されるべきと考えている。

降下ばいじんの細目協定の管理目標値については、新第 2 コークス炉の稼働後、6 t から 5.5t/km<sup>2</sup>/月に引下げとなるが、更なる低減を目指し、工事完了までの間も引続き、事業者には集じん機の増強やコークス炉の炉蓋等の補修、事業場内の散水徹底など、ばいじん及び粉じんの低減対策が確実に実施されるよう指導していく。

2 環境保全・地球温暖化対策を推進するに当たり、県下の大規模工場のCO<sub>2</sub>排出抑制について目標を定め、事業者・県・市町村による3者協定を結ぶこと。

(回答)

CO<sub>2</sub>削減については、国全体で 2050 年カーボンニュートラルという目標を示し取り組んでいるところ。県や県下の大規模工場においても、同じ方向性で取組をすすめていることから、改めて目標を定めた協定を結ぶ必要はないと考えている。

3 宇佐市日足の未来電力における公害問題の解決のための県の方策を明らかにすること。

(回答)

バイオマス発電等、再生可能エネルギー発電施設の設置・稼働に際しての周辺環境への配慮に対する重要性は、県においても認識している。

事業者においては、日足地区自治会と生活環境保持のための協定を結んでいるが、その協定に基づき適切に対応することを促すとともに、市とも連携しながら周辺地区の環境保全が図れるよう事業者への指導を行っていく。

4 二酸化炭素削減が遅れている地域へ省エネ・再エネ指導と援助をすること。

(回答)

今年度は市町村向けにステップアップ講座(年3回実施)を開催しており、取組について支援をはじめたところ。併せて、地域の実情を把握した上で目標を定める地球温暖化対策実行計画の策定も重要であることから、個別にフォローをしていく。

- 5 食料を循環・還元させるためのシステムである「フードドライブ」の活動について、その対象に農林水産物を加えること。(余剰米や規格外の農林水産物等) (農林水産部→生活環境部にて回答)

(回答)

県では、家庭や企業等にある賞味期限までに食べきれない食品を持ち寄り、フードバンク等に寄付するフードドライブに取り組んでいる。

フードドライブの対象となる食品は、一般的にレトルト食品や缶詰などが多いが、フードバンクごとに受け入れ対象となる食品は異なっており、米や農林水産物を受け入れているところもある。こうした事例も紹介しながら、引き続き、フードドライブを推進していく。

- 6 大分県として、太陽光発電用パネルの設置への助成を行うこと。 (土木建築部→生活環境部にて回答)

(回答)

本年度から国の交付金を活用して家庭向け自家消費型太陽光発電設備補助事業を開始したところ。

(人権・同和関係)

- 1 運動団体に対する補助金(委託料名目)の廃止について

県は2022年度及び2023年度予算においても部落解放同盟大分県連と全日本同和会大分県連合会に委託料の名目で820万8千円を計上しているが、その額は多額に上るだけでなく、昨年度、両団体の支出済み額の合計573万9820円から見ても明らかに過大な見積もりである。また、「相談活動」や「支援活動費」は、本来、県や県下の自治体自身が対応すべき性格のものであることも指摘したい。さらに、運動団体の集会への参加の報酬や旅費が支出されているが、本来、当該団体自身が支出するべきであり、委託料からの支出はやめること。県が特定理念に基づく団体の活動にお墨付きを与えるものであり、廃止すること。

(回答)

部落差別解消推進法で「相談体制の充実」及び「教育・啓発」が地方公共団体の責務とされている。部落差別解消推進事業は、①地域住民に対する生活等相談に関すること、②地域住民の自立意識の向上及び啓発活動に関すること、③生活相談や自主活動のための担い手を養成する自立活動基盤整備に関することの3つを、地域に精通する地域住民で組織する運動団体に委託するものである。

部落差別問題の解決のためには、地域に密着した運動団体の役割が非常に大きいものと認識しており、必要な予算を計上している。

## 2 人権意識調査について

県が2023年8月から実施している「県民人権意識」調査において、同和問題に関する以下の設問項目は、今後是正すること。

- (1) 問6-1の「あなたは、被差別部落（同和地区）の人に対し、差別意識を持った人がいると思いますか」の問いは、被差別部落の存在を前提にした設問であり、県民に対し非現実的な誤った認識を与えるものである。また、他者の内心の自由の問題を問うものであり、回答者の主観や推測・思い込みによって回答が大きく左右される非科学的な設問である。しかも皮肉なことに調査結果では「研修会」「学習会」「講演会」などに5回以上参加したなど頻度の多い人ほど「差別意識をもっている人がいる」「差別意識を持った人は多い」と回答したという結果は、今の「同和教育」「同和研修・講演会」のあり方が差別の拡大と掘り起こしの逆効果を示す証左と言える。以上のことから、今後このような設問は設けないこと。
- (2) 問6-5の「あなたのお子さんが被差別部落（同和地区）の人と結婚するとしたら、あなたはどうしますか。お子さんがいない場合は、いるものと仮定して考えてください」という設問は、以下の理由から差別の助長・拡大につながるものであり、今後このような設問は設けないこと。
  - ① 被差別部落の人という存在があたかも県民の認識に存在することを前提にしたものであること。
  - ② そもそも婚姻は、憲法24条にあるように両性の合意のみにより成立するものであり、一切、他者の介入・関与を排除・禁止を前提にしており、結婚問題で当該者以外の見解を問う設問は、憲法に抵触するものであること。
- (3) 問6-6「あなたが住宅を購入したり、アパートを借りるなど不動産を選ぶとき、①被差別部落（同和地区）の区域内にある。②小学校区が被差別部落と同じ区域内。③近隣に低所得者など生活が困難な人が多く住んでいる場合。④近隣に外国籍住民が多く住んでいる場合。⑤近くに精神科病院や障がいのある人の施設がある場合」という、こうした一連の設問は、「被差別地区や生活困難者・外国籍住民・精神科病院や障がいのある施設」があたかも差別の対象となるという既成事実化した共通の偏見の存在を前提にした恣意的な誘導的な設問であるとともに、新たな差別的偏見を誘発する要因となりうるものである。これは、憲法11条の基本的な人権の侵害であるとともに、憲法14条の及び憲法22条に抵触するものであり、今後、こうした設問は設けないこと。
- (4) 問6-7「あなたは、同和対策審議会の答申（昭和40年（1965年）＝以下当時と表記）をどの程度ご存じですか」という同和対策審議会の答申の認知度や認識の度合いを調査する設問は、政治・経済・社会の諸条件が大きく変化し、部落差別解消の諸運動の前進と相まって、行政の努力や取り組みによっていわゆる部落問題が基本的に解決されている到達点を無視したものである。この設問は、県民に当時の諸情勢の意識を想起させるとともにその印象付けによって、これをバロメーターとし、同和問題へ認識の度合いを自己点検させようとするものである。まさに時代錯誤も甚だしく、差別解消に逆行する「同和行政」の正当化と推進を狙ったものであり、是正すること。

(回答) ※(1)～(4)への回答

県が行う意識調査は、県民に部落差別問題に関する意識がどの程度あるかを把握する目的で行うものであって、差別の助長・拡大に繋がるものではない。また、部落差別解消に向けて、過去からの経年変化を把握し、有効な施策を検討するために県民の意識調査は必要と考えている。

また、特定の地区や集団、施設について人権上の課題がある現状を踏まえて、その解消に向けて有効な施策につなげるため、設問を設定したものである。

- 3 県及び県下のほとんどの自治体で「部落差別解消推進」という文言が付記された 課名に変更されているが、このことは、当該地で「部落差別解消推進課」を設置しなければならないほど「部落差別」が存在することを全国にアピールするものであり、事実と反する課名は是正すること。また、部落差別解消推進課の名称変更は、人権問題を「同和問題」に特化し、これを最大の眼目とするものである。さらに、憲法の本質や2002年3月に終了した地域改善対策財政特別措置法の失効の意義を否定することに等しいと言わざるを得ない。よって、すべての差別をなくし、名実とも人権の諸施策を推進する課名とすること。

(回答)

平成28年に施行された「部落差別解消推進法」で「部落差別は許されないものである」として規定されたこと等を踏まえて、県では、令和2年4月にあらゆる人権が尊重されるとともに、部落差別の解消を県行政として一層推進するため、課名を変更したものである。なお、市町村の組織名については、各市町村で判断するものである。

- 4 県は毎年「旧同和地区」へのフィールドワークを実施しているが、以下2点の理由から廃止すること。
- (1) 三重県伊勢市では、こうしたフィールドワークは差別解消に逆行するとして10年以上前に廃止しており、現在では全国的にも皆無に等しく、全国で例を見ない異常な制度であること。
  - (2) 国会の附帯決議に反し、特定の地区や職業に対する差別的な偏見を掘り起こし、拡大することにつながる。

(回答)

県では、人権施策推進本部員・幹事(部局長及び主管課長)を対象に、隣保館の周辺地域などを視察するフィールドワークや、当事者との意見交換等を行っている。研修の目的は、幹部職員が部落差別の歴史と実態を正しく理解し、各種施策へ反映していく上でも必要と認識しており、研修実施後のアンケートでも、「部落差別の実態や当事者の話はよく理解できた」などの意見も出されており部落差別の解消に有意義な研修になっている。また、研修の際には、現地情報に関して細心の留意をするよう心懸けており、参加者にもその旨周知し、差別が生じないように工夫している。

- 5 人権擁護にあたっては、同和問題に特化して行うことなく、あらゆる差別や暴力、偏見

に対応するよう、憲法を基本に施策を講じること。

(回答)

県では、全部局で構成する「人権施策推進本部」を設け、人権尊重施策を総合的に推進している。また、部落差別問題のほか、高齢者、障がい者、女性、外国人など9つの重要課題を分野別に推進している。

今後も、新型コロナ等感染症による新たな差別や性的少数者の人権問題の顕在化など、社会情勢の変化も踏まえながら、人権尊重社会づくりに取り組む。

※ 中津市に於ける R4 年度末の住宅関連資金の残高は 629,689,728 円で、回収金額が 6,261,200 円。このままでは、回収完了まで 100 年必要である。また、不能欠損額は、12,445,664 円。通常の業務には、馴染まない性質である。早期に解決できるよう、実情を調査し、県の指導・援助を実施すること。(生活環境部→土木建築部にて回答)

(私立学校支援)

- 1 義務教育の機会均等、教育水準の維持向上という国の責務を果たすよう私立学校への支援策を強めること。

(回答)

教育条件の維持向上や保護者の経済的負担の軽減、経営の健全性の確保等の取組促進により、引き続き、私立学校への支援を行っていく。

- 2 高校授業料については一定の納税額によって有償化になったが、以前のように無償化を実施し、私立高校授業料の不徴収を完全実施すること。また、通学に要する交通費の助成を行うこと。

(回答)

私立高校の授業料については、国の就学支援金制度により、令和2年度から年収590万円未満世帯は、実質無償化となっている。併せて、各学校に対し、授業料の徴収猶予を要請し、実質無償化の世帯については、一部の学校を除き、不徴収となっている。

授業料の不徴収については、生徒・保護者の負担軽減の観点から、引き続き各学校に対し、徴収猶予の実施を求めていく。

また、交通費については、遠距離通学生の増加に備え、大分県奨学会の奨学金に平成18年度から無利子の「通学費等奨学金」を設けているが、助成することは、遠距離通学を促す面もあることから、現時点では考えていない。

(ジェンダー平等)

- 1 ジェンダー平等に関する事項

(1) パートナーシップ制の導入については佐藤樹一郎知事が先日、検討の意向を表明しており、早急な導入を図るとともに、県下の自治体でも5市が制定しており、さらなる推奨策を講じること。

(回答)

パートナーシップ宣誓制度については、本年1月に調査研究会より「様々な意見を踏まえつつ、県全体での合意形成が望まれる」「市町村格差の解消のためには県全体での導入が効果的」との提言を受けたところ。現在、庁内の関係課と、先進事例も参考に検討・課題整理を行っており、県域導入にあたっては、市町村との調整が重要となる。導入済みの6市とは制度のすり合わせ、未導入の市町村とは制度導入の考え方や検討状況を踏まえた調整が必要と考えている。

(2) ジェンダー平等を進める諸施策を推進すること。

(回答)

性別にかかわらず誰もが平等に尊重され、自らの存在に誇りを持ち、健やかで心豊かに人生を送ることができる男女共同参画社会の実現は、ジェンダー平等の実現と軌を一にするものであると考えており、現行の「第5次おおいた男女共同参画プラン」において、「男女共同参画社会の実現」を総合目標に掲げ、諸施策を推進している。

特に、本プランの重点目標の一つである「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」については、全庁を上げて計画的に取り組んでおり、その達成度を測る指標となる「女性委員の割合が4割以上の県の審議会等の全体に占める割合」は、令和4年度末時点で77.2%にまで引き上げてきたところ。

引き続き、ジェンダー平等に向けて、男女共同参画社会の実現につながる取組を進めていく。

(3) 県において男女の賃金格差の是正や女性の地位向上を図るため、実態を把握し、一層の改善策を強化すること。

(回答)

男女の賃金や処遇の格差については、平均勤続年数や管理職比率に男女間の差異があることが主な要因と考えているが、県が実施する調査等では、その根底に「男性だから、女性だから」といった無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く存在していることが窺えるため、その解消に向けた取組を進めるとともに、女性の管理職比率などを基準とした県独自の認証制度を設け、企業における女性登用の促進を図っている。

また、職種による格差も大きな要因のひとつであることから、建設産業などでの女性が働きやすい職場環境整備への支援や理工系分野等への進学支援など、女性の職業選択の幅を広げるための取組も実施している。

今後も、経済団体と連携して毎年策定する「女性が輝くおおいたアクションプラン」に沿って、全庁で対策を講じていく。



(平和関係)

- 1 岸田政権は昨年12月安保3文書を閣議決定し、憲法9条違反の敵基地攻撃能力の保有を明記し、今後5年間で43兆円もの予算を投じようとしている。国に対して憲法9条を守り、敵基地攻撃能力の保有を中止するよう求めること。(総務部→生活環境部にて回答)

(回答)

外交・防衛政策については、国の専管事項であり、国が責任を持って判断すべきものであると考えている。

- 2 国連では、2017年7月に採択された、核兵器を全面禁止にする核兵器禁止条約が21年1月発効された。唯一の被爆国として、核兵器禁止条約の署名・批准を行うよう国に求めること。

(回答)

核兵器廃絶と恒久平和は、人類共通の願いであり、理念としては極めて重要であると認識している。

県としては、条約は国の専管事項であり、国が責任を持って判断すべきものであると考えている。

- 3 政府は敵基地攻撃能力の保有の一環として、長射程ミサイルの保管を陸上自衛隊大分分屯地(敷戸弾薬庫)に保管庫を2棟建設し実施しようとしている。住民が生活し文教施設のある地域での保管庫建設は、直ちに中止するよう国に求めること。また、詳細な情報提供を国に求めること。

(回答)

自衛隊の火薬庫の設置については、国の責任において、関係法令に基づいて適切に設置するものであると承知している。

- 4 10月から日出生台及び十文字原演習場で、「レズリュート・ドラゴン」の名によるオスプレイやミサイルを使った日米共同訓練が実施されようとしている。実施中止を国に求めること。

(回答)

日米共同訓練は自衛隊が中心となる訓練であり、国の責任において実施されるものであると承知している。

国に対しては、地域住民の不安解消と安全確保のために万全の措置を講じるよう要請をしたところである。

- 5 防衛省は湯布院町川上の陸上自衛隊湯布院駐屯地に地对艦ミサイル連隊の配備を行うと

公表した。敵基地攻撃能力の保有と一体化したもので、将来的にスタンドオフミサイルの配備につながるものである。県民の安全安心の確保のためにも、国に対し計画撤回を求めること。

(回答)

湯布院駐屯地へのミサイル連隊配備については、陸上自衛隊における部隊の改編であり、防衛政策を専管する国が責任を持って判断すべきものであると考えている。

(動物愛護)

- 1 動物愛護センター、さくら猫プロジェクトで、手術などに関わる獣医師、関係者もボランティア対応となっている。公費で対応すること。

(回答)

動物愛護センターでは、所有者のいない猫の繁殖防止及び地域住民の生活環境の悪化を防止するため、猫の不妊・去勢手術を行うさくら猫プロジェクトを令和2年度から月2回実施している。

さくら猫プロジェクトに参加する獣医師については、技術指導料として県及び獣医師会から報酬が支払われている。その他の協力者については、本人の希望により登録されたボランティアとしてご協力をいただいている。

(統一協会)

- 1 被害者救済について。集団結婚や二世信者の信教の自由への侵犯などによる人権侵害と高額な靈感商法や寄付の強要などの被害について、県としても実態を調査するとともに、被害者の救済に万全を講じ、被害者の拡大防止をすること。(下線については生活環境部→総務部にて回答)

※資料請求 県内で高額な献金を要求され、相談のあった件数とその額のわかる資料。

(回答)

県では、あらゆる不当な差別は決して許されないと、人権尊重条例等に基づき各種施策を行っており、人権全般に関する相談窓口を設置し、人権相談に対応している。人権相談があった場合は、地方法務局など関係機関とも連携し、適切に対応していく。

また、靈感商法が統計上含まれる「開運商法」の消費生活相談は、昨年度までの過去5年間で166件、宗教的な色合いのある寄付等の相談は、同5年間で10件、このうち100万円以上の相談は6件となっている。

県や市町村の相談窓口では、こうした苦情相談に対応しており、クーリングオフの助言や消費者に代わって事業者と交渉するなど解決に努めている。

引き続き、出前講座での注意喚起や地域の見守りネットワークによる声かけなど、市町村消費生活センター等とも連携し、被害防止に向けた取組を推進する。

なお、金額等を含めた相談内容は、特定の個人が識別される可能性を否定できないことから、公表はできない。

※ 反社会的集団の解散命令請求を行うよう国へ働きかけること。(生活環境部→総務部にて回答)

※ 県は統一教会及びその関連団体との一切の関与を排除するとともに、公共施設の使用の禁止はもとより、今後も一切の関係を持たないこと。(生活環境部→総務部にて回答)